

お客様各位

税務調査と源泉所得税課税

拝啓 お客様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。最近の税務調査において、源泉所得税課税で問題になる事項に関し、ご紹介させていただきますので、日頃の給与等にかかる源泉所得税の事務に際し、注意をして下さい。 敬具

1、食事補助について

従業員に対し、昼食等の食事補助を行う場合、食事代金の50%以上の従業員負担の徴収に加え、かつ会社負担が月額3,500円を超えない場合、給与課税となる経済的利益はないものと取り扱われます。

(例) 昼食代金1日500円の場合・・・月15回利用・・・月額7,500円の食事代

①会社負担の限度・・・月額負担限度3,500円。かつ1食負担50% (250円) 未満

②従業員負担額=1月の食事代合計-3,500円、かつ1食負担が50% (250円) 以上

2、帰省旅費

会社業務命令による転勤費用の会社負担は、給与所得課税の対象となりませんが、単身赴任等で自宅に帰省する旅費に関しては、これを会社が負担している場合には、経済的利益として、給与課税されます。

3、退職後に支給する給与等に関する課税

(1) 退職後の有給の買取り金額は、退職所得

退職後、残っている有給を会社が買取り、その代金を退職後に支払った場合、その金額は、退職所得に該当します(有給は使い切ることが前提)。

「退職所得の受給に関する申告書」を提出している場合には、退職所得控除等の規定適用できます。その結果、ほとんど源泉所得税の負担はありません。

しかし、「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない場合には20%の源泉所得税課税となります。特に、中途退社の場合には、注意が必要です。

(2) 退職後に支給する給与は、原則、乙欄課税

月内に退職した場合、給与の締め日(15日締め、25日支給)の関係から、退職月の16日～月末までの給与は、翌月の支給日(25日)に支給されます。この場合、退職後の支給となり、甲欄課税でなく、乙欄課税となります。

これは、扶養控除等申告書は、退職時まで有効(甲欄課税)であり、退職後は効力を失うためです。

しかし、国税庁の質疑応答回答から、退職者が、次の勤務先に、給与支給日までに、扶養控除等申告書を提出していないことが明らかな場合、退職後の支給でも甲欄課税が認められています。

退職時に、次の勤務先への入社日等を確認し、甲欄課税なのか乙欄課税何かの確認が必要です。

4、駐車場賃料の会社負担

従業員が、使用している駐車場（会社業務のための賃借を除く）の駐車料金を会社が負担している場合には、経済的利益の供与として、給与課税がなされます。

従業員が賃借している家賃に関しては、固定資産税の課税標準額を基礎とした安価な家賃負担額の規定がありますが、駐車場に関しては、このような規定がないことから、支払駐車代金の全額が経済的利器となります。（賃料に関して、大幅な会社負担を認めるが、駐車代金については会社負担を認めていません）。

5、永年勤続表彰における旅行

永年勤続表彰の記念品として、旅行券を支給し、旅行券を使用して旅行を行い、その使用に関し、領収書等をもって清算している場合には、昼食代、土産代等を除き、給与課税されません（昼食代、土産代は給与課税）。

しかし、自由に旅行を選択できる等、現金支給と実態が変わらない場合には、給与課税の対象となる場合があります。

この場合、会社がいくつかの旅行を限定し、そこから従業員に選定させる方法、また旅行の内容を限定し、限定した範囲の旅行とする等、自由な旅行にならないように工夫し、実質的に、現金支給とならない旅行にする必要があります。

6、マイカーの通勤手当

マイカーの通勤手当に関しては、通勤距離が2キロメートル以内であれば、会社負担額はゼロ円です。マイカー通勤に関する旅費交通費負担に関しては、国税庁の源泉徴収の手引きに記載されていますので、旅費交通費となる限度額を確認し、超過する場合には、超過金額は、給与課税となります。

以上、給与計算業務の参考にしていただければ幸いです。

2026年4月13日

税理士法人みらい
公認会計士辻中事務所
代表社員 辻中